

和光市保育園保育料等検討委員会設置要綱

〔平成22年8月20日〕
告示第142号

(設置)

第1条 本市における保育園保育料等の見直しを行うため、和光市保育園保育料等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 和光市保育料の徴収に関する規則（昭和55年規則第23号）第3条第1項に規定する保育料の額の見直しに関すること。
- (2) 公設保育園における特別保育事業（延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、年末保育事業及び病後児保育事業をいう。）に係る実費徴収の額の見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保育園の保護者の負担に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、保健福祉部長を、副委員長は、こども福祉課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育園の保護者
- (2) 子育て支援施設関係者
- (3) 和光市認可保育園の園長
- (4) 財政課長

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。